

第1回指定管理者選定委員会会議録(要旨)

- 開催日時 平成24年7月4日（水）午前11時00分～
- 開催場所 別館特別会議室

事務局) 資料の確認

- ・ レジメ
- ・ 指定管理者制度の運用方針(平成24年5月改訂版)
- ・ 生涯学習センターに関係資料
 - 資料1 施設の概要調書
 - 資料2 公募について
 - 資料3 指定期間について
 - 資料4 指定管理料の設定について

委員長) レジメにそって進めます。

議題1「指定管理者制度の運用方針改訂について」担当課より説明をお願いします。

企画政策課) 説明いたします。本市指定管理者制度につきましては、公共施設の管理運営に民間能力を活用することにより、市民サービスを向上させ、経費の削減を図るといった目的から、平成15年の地方自治法の改正を受け、平成17年に指定管理の手續に関する条例及び「指定管理者制度の導入方針」等を整備し、平成18年度から各施設に指定管理者制度を導入して参りました。今回の改訂につきましては、本年度で期間満了となる施設が1施設、25年度で期間満了となる施設が11施設あること、また、施設の設置目的をより効果的に達成することはもちろんですが、より安定的・継続的な市民サービスの提供ということで、他市の状況も参考にしながら見直しを行っております。

改訂内容につきましては、まず、6ページ「3-3リスク管理について」でございます。これは、事前に発生しうるリスクの種類や影響を考慮し、協定の締結時にできる限り具体的に定めておくこととしております。

次に、7ページ「3-4インセンティブの付与について」でございます。これは、「意欲の向上を促す誘因」という意味ですが、指定管理者の経営努力により利用者が増え、利用料収入が増え、なおかつ市民サービスが向上した場合は、指定管理者のモチベーションの維持・向上を図る意味からも、その成果を正しく評価することとしております。ただし、客観的にみても過大と認められるような収益を上げている場合等は、市と協議を行うこととしております。

次に、10ページ「3-6指定期間」でございます。これは、長期化することによる緊張感の欠如などの弊害も考えられますが、市民サービスの安定的・継続的な提供を第一に考えた場合、また、指定管理者側にとっても、職員の正規雇用化、専門職員の育成など、中長期的な戦略が立てられること、更に機械設備の多くが5年リースというものが多量の理

由から、全国的にみても、3年と5年の割合が逆転している状況です。以上のことから、本市においても、原則5年、施設形態により最長10年とします。

次に、11ページ「3-8暴力団等の排除」でございます。これは、平成22年4月に「中間市暴力団排除条例」を施行したことにより、市が直接行う事業はもちろんでございますが、指定管理者においても、すべて本市条例の趣旨に基づいて管理をしていただくという事項です。

以上が、本市指定管理者制度の運用方針改訂の説明でございます。

委員長) ただいまの説明に対して、何か質問や意見があればお願いします。

次に、「生涯学習センター指定管理者について」生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課) 中間市生涯学習センターについてご説明いたします。

施設は平成6年に設置されて18年が経過しております。平成16年4月から中間市生涯学習センターとなり、平成18年度まで市の直営で運営しておりました。平成19年度から指定管理者制度を導入し、ドットコミュニケーションズが3年間運営し、平成22年度からは、公募により西日本医療福祉総合センターが現在まで運営しております。

利用状況は、4の利用状況のように毎年順調に利用が増えており、平成21年度66,959人が平成23年度は70,776人へ、3年間を比較して約4000人の利用増となっております。

実施講座数についても、表にはございませんが、平成21年度は32講座であったものが平成23年度には98講座に増えており、内容も、文化講座だけでなく、大手スポーツクラブによるスポーツ講座やバスハイクを取り入れるなどしております。

運営費については、平成18年度直営の時には、〇〇〇円の赤字であったものが、指定管理者制度を導入してからは、民間のノウハウ導入と経営努力もあり黒字となっております。平成23年度については〇〇〇円の利益を出しております。

指定管理料については、ドットコミュニケーションズの時代には、〇〇〇円でした指定管理料が、現在の西日本医療福祉総合センターが指定管理者となりました平成22年度からは〇〇〇円の指定管理料となっており、先ほど申し上げましたように平成23年度は利用者も増加し、収入も〇〇〇円の利益を出すなど安定した運営となっております。

委員) 指定管理料の設定額についてだが、減額した分は、せっかく企業の経営努力によりあげてきた利益であるのに、それを奪い取るということか。

生涯学習課) 資料のとおり、運営費において、21年度と比べ人件費が300万円ほど増えている状況であり、ここら辺りをもう少し工夫してもらえたら、これまでの指定管理料から5%程度の減額が可能との結論に至った。

委員) 今回の運用方針改訂により、企業努力により上げた利益はある程度事業者の収入として認めるという「インセンティブに関する項目」を新たに設けた。現在の指定管理事業者は、講座を増やしたり、内容を充実させ利用者を増やしたりと経営努力をさせていただいているのは明らかである。今回の指定管理料の設定額については、5年間に指定期間を延長したことによる減額と理解しているので、5%程度という減額率は妥当であり理解できる。

ただ、〇〇〇円という、千円単位までの金額設定はどうかと思うので、10万円単位にして「〇〇〇円以内」という設定でいいのではないかと。

生涯学習課) そのようにしたい。

委員長) レジメに戻して進めていきたい。

まず、公募の是非についてだが、事務局の説明では、公募か非公募かということについては、競争の原理が働くことと市民サービスの向上が期待できるということ、あと法の趣旨並びに本市条例からも、原則どおり公募することということですが、今回生涯学習センターについては、公募により行いたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

委員) 異議なし

委員長) 次に、指定期間でございますが、これまで3年間ということで運用しておりましたが、先ほど説明もありましたとおり、市にとっても事業者にとってもメリットがあるということと、より安定的・継続的な市民サービスの提供が期待できるということで、あと若干ではあるが指定管理料も軽減できるということで、5年間としたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

委員) 異議なし

委員長) 最後に、指定管理料の設定についてでございますが、既に質問や意見はいくつか出されたが、ほかに意見や質問はありませんか。

委員) 重要な部分であると思われるが、5%削減の、その5%削減の明確な根拠はあるのか。

生涯学習課) 明確な根拠は正直ない。ただ、ハーモニホール等の指定管理者である文化振興財団については、毎年2%ずつ指定管理料の削減を続けていることから、今回3年から5年に期間が延長されるということで、この程度の削減はできるのではないかとこの考えから設定した。

委員長) 契約が長期化することで、経営がいくらかは安定するというところで、企業側にもメリットが与えられるということか。

委員) 元々赤字経営の公共施設であったものを、民間事業者の経営努力により黒字にできたわけだが、黒字になった途端に、指定管理料を減額するのであれば、民間企業側からすれば、指定管理者参入に対して、意欲をそぐものになるのではないか。頑張っても企業として身にならなくなるのではないか。期間が延長されることは、安定経営につながり、そういう面では有利になると思われるが、100万の利益の中の60万が減ることになるわけだが、果たしてこれで、がんばり甲斐があったといえるのかと思う。役所側だけの考えでいけば、限界がきて、企業もやめたということになっては元も子もないと思う。

委員) 委員の指摘はもっともだと思う。今回の指定管理料設定に関して、内部でも協議を重ねてきた。資料1の運営費の中で、人件費の項目があるが、21年度は600万円だったものが、23年度で900万になっている。人員についても5人から9人に増えていることが要因と思われるが、指定管理者に対しては、この部分でいくらか努力が期待できるのではないかといいことで、指定管理料を算出した。

委員) 講座数が増えたことで、人手がいるようになったから、人員が増えたと思う。で、少しばかりの利益が出た。これを、人員を削ると、利益は減少すると思うが、これでは悪循環に陥るのではないか。

委員) 32講座から98講座に増えたわけだが、この98講座の中でも受講者数の少ない講座については、もう少し精査していただき、こちらの提示する金額に協力していただきたいと考えている。

事務局) 指定管理料については、あくまで上限ということになっているが、指定管理者制度は金額の競争入札ではないので、これ以上の金額であっても、プレゼンの結果、すばらしい内容の提案がなされた場合は、金額が高くてもそちらの業者を指定管理者として指定することもある。あくまで、今回の提示した指定管理料については、目途、目安ということである。

委員長) この指定管理料は、本市がこの辺が妥当ではないかという金額ということでもいいですね。確認ですが、各事業者からのプレゼンを受けた結果、金額だけでなく内容も加味したうえで指定管理者を選定していくということですかね。

ということで、あくまで公募にかかる金額、目安については〇〇〇円ということによろしいでしょうか。

委員) 異議なし。

委員長) それでは、最後に事務局のほうから、何か連絡事項などがあればお願

いします。

事務局) 今後の予定でございますが、今月末か来月初めの庁議終了後に、あと1回会議を設けていただき、募集要項(案)の審査と審査選定方法について協議していただきたいと考えております。そして、8月10日号の広報なかま及び市ホームページで広く公募を行い、10月中旬から下旬にかけてプレゼンテーションを含めた業者選考を行ってまいります。応募多数の場合に限り、プレゼンの前に書類選考のための選定委員会を1回開催する予定でございます。以上でございます。

委員長) この点に関して何かご質問や意見はありますか。
ないようでしたら、以上で指定管理者選定委員会を終了します。